

昭和二十七年十一月十八日受領
答 弁 第 三 号

(質問の 三)

内閣衆質第三号

昭和二十七年十一月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 大野 伴 睦 殿

衆議院議員並木芳雄君提出立川市における飲料水の汚濁及びその損害補償に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出立川市における飲料水の汚濁及びその損害補償に関する質問に対する答

弁書

一 立川市における飲料水汚濁の問題については、現地駐留軍の協力を得て本年七月二十二日現地について調査を行った結果、その原因と見られる当該油送管等の改良工事はすでに完了したことを確認した。よつてその後汚濁の原因となる漏油等はないと思われる。

飲料水汚濁がその後も拡大していることは、流出した油類が地下にしん透し、徐々にその範囲を広めていくものと考えられ、今後も相当期間この状態が続くものと思われる。

二 応急的な対策としては、引き続き被害のはなはだしい地域に対し、給水自動車をもつて給水するとともに、深井戸を利用して不便をしのいでいる。

恒久対策である水道の建設は、さいわい昨二十六年度より一部国庫補助金を交付して布設に着手し、本年も国庫補助金と地方債六千百万円を確認して取りあえず被害地域に給水する予定となつているが、

明年一月中には、その一部に給水を開始することができる予定である。

三 この被害に対する補償については、具体的に処理することとなっておるので早急に具体的な審議を行い、解決する所存である。

右答弁する。